



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年4月10日金曜日 第2055号

◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則..... 401

告 示

河川整備基本方針の策定..... 405

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 405

市営土地改良事業の計画の変更等関係書類の縦覧（2件）..... 405

町営土地改良事業の計画の変更等関係書類の縦覧（2件）..... 405

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（6件）..... 406

土地改良区役員の就退任の届出..... 407

土地改良区の定款変更の認可..... 407

道路の区域変更（県道喜路能登線）..... 407

道路の区域変更（県道喜路能登線）..... 407

道路の供用開始（ " ）..... 407

道路の区域変更（県道美砂子郡線）..... 408

道路の供用開始（ " ）..... 408

道路の区域変更（県道美砂子郡線）..... 408

道路の供用開始（ " ）..... 408

道路の区域変更（県道長浜中村線）..... 408

道路の供用開始（ " ）..... 409

公 告

愛媛県総合科学博物館プラネタリウム投影機器更新業務の委託..... 409

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第35号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年4月10日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県税賦課徴収条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																											
<p>（書類の様式）</p> <p>第1条 県の徴収金の賦課徴収について、次の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の種類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 県税及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(11)～(16) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第8号様式（第1条関係）</p> <p>（過誤納金等充当等通知書）</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>下記のとおり過誤納金等の充当（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第2項及び第3項の規定による委託納付を含みます。）をしましたから通知します。</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	書類の種類	様式	(1)～(9) 省略		(10) 県税及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書	省略	(11)～(16) 省略		省略	省略	下記のとおり過誤納金等の充当（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第2項及び第3項の規定による委託納付を含みます。）をしましたから通知します。	省略	省略	<p>（書類の様式）</p> <p>第1条 県の徴収金の賦課徴収について、次の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の種類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 県税_____に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(11)～(16) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第8号様式（第1条関係）</p> <p>（過誤納金等充当通知書）</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>下記のとおり過誤納金等を充当しました</td></tr> <tr><td>_____から通知します。</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	書類の種類	様式	(1)～(9) 省略		(10) 県税_____に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書	省略	(11)～(16) 省略		省略	省略	下記のとおり過誤納金等を充当しました	_____から通知します。	省略	省略
書類の種類	様式																											
(1)～(9) 省略																												
(10) 県税及び地方法人特別税に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書	省略																											
(11)～(16) 省略																												
省略																												
省略																												
下記のとおり過誤納金等の充当（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第16条第2項及び第3項の規定による委託納付を含みます。）をしましたから通知します。																												
省略																												
省略																												
書類の種類	様式																											
(1)～(9) 省略																												
(10) 県税_____に係る更正又は決定及び加算金額の決定の通知書並びに納額告知書	省略																											
(11)～(16) 省略																												
省略																												
省略																												
下記のとおり過誤納金等を充当しました																												
_____から通知します。																												
省略																												
省略																												

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式1備考2、同様式2備考2、同様式4備考2、同様式5備考、第10号様式2備考3、同様式3備考2、同様式4備考2及び同様式5備考2中「公定歩合」を「日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に改める。

第10号様式1を次のように改める。

(裏)

納 付 の 場 所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 県が収納の事務を委託した者 ・ 地方局
注 意
<p>1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

- 備考1 「 年 月 日から 年 月 日まで」の事業年度分（連結事業年度分）」とあるのは、清算所得分にあつては、「清算所得分」と記載すること。
- 2 年14.6パーセントの割合となる場合を除き、延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 3 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「年パーセント）」とあるのは、「年パーセント（当該期間のうち、 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントと 年11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）のうちいずれか低い割合）」と記載すること。
- 4 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 5 不要の文字は、抹消すること。

(愛媛県資源循環促進税条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県資源循環促進税条例施行規則(平成18年愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第11号(その1)注3中「公定歩合」を「日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に改める。

(愛媛県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県核燃料税条例施行規則(平成21年愛媛県規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第2号その1備考中「公定歩合」を「日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第507号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、浅川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を策定した。

その関係図書を愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第508号

西条市三芳土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(農業用排水施設整備事業・六反地下地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(農業用排水施設整備事業・六反地下地区)計画書の写し
- (2) 西条市三芳土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から21年5月14日まで

3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第509号

東温市から協議のあった市営土地改良事業(ほ場整備事業・井内上地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業(ほ場整備事業・井内上地区)変更計画書の写し
- (2) 東温市農地、農業用施設災害復旧事業及び土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

東温市役所川内支所

○愛媛県告示第510号

東温市から協議のあった市営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・井内上地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・井内上地区)変更計画書の写し
- (2) 東温市農地、農業用施設災害復旧事業及び土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

東温市役所川内支所

○愛媛県告示第511号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(農地保全事業・高山地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(農地保全事業・高山地区)変更計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第512号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高山地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高山地区）変更計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第513号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農用地保全事業・神浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農用地保全事業・神浦地区）計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

松山市役所中島支所

○愛媛県告示第514号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・神浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・神浦地区）計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

松山市役所中島支所

○愛媛県告示第515号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・睦月地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用道路整備事業・睦月地区）計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

松山市役所中島支所

○愛媛県告示第516号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・睦月地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・睦月地区）計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

松山市役所中島支所

○愛媛県告示第517号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農用地保全事業・宮ノ佐古地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農用地保全事業・宮ノ佐古地区）計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年4月13日から5月14日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第 518 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・宮ノ佐古地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・宮ノ佐古地区）計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 4月13日から 5月14日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第 519 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成21年 4月10日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 氣 吉 一	西予市宇和町田野中481番地

○愛媛県告示第 520 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、西予市三瓶町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 4月10日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第 521 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島1976番地先から 同市日振島904番地先まで	旧	メートル 0 3 ~ 2 0	キロメートル 2 . 103	
			新	0 3 ~ 114 . 7 4 7 ~ 18 . 7 11 5 ~ 114 . 7 8 3 ~ 20 8	2 . 103 0 . 099 0 . 134 0 . 094	

○愛媛県告示第 522 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島770番 1 から 同市日振島702番 1 まで	旧	メートル 2 0 ~ 12 0	キロメートル 0 478	
			新	4 0 ~ 69 5	0 478	

○愛媛県告示第 523 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	喜路能登線	宇和島市日振島770番 1 から 同市日振島702番 1 まで	平成21年 4月10日

○愛媛県告示第 524 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島2568番から 同市戸島903番まで	旧	メートル 6.6～10.5	キロメートル 0.073	
			新	8.7～15.7	0.073	

○愛媛県告示第 525 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島2568番から 同市戸島903番まで	平成21年 4月10日

○愛媛県告示第 526 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島625番 1 から 同市戸島611番地先まで	旧	メートル 9.2～21.5	キロメートル 0.092	
			新	9.2～21.5	0.092	

○愛媛県告示第 527 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美砂子郡線	宇和島市戸島625番 1 から 同市戸島611番地先まで	平成21年 4月10日

○愛媛県告示第 528 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲970番 1 から 同市多田甲1430番 5 まで	旧	メートル 5.0 ~ 8.7	キロメートル 0.300	
			新	5.0 ~ 23.5	0.300	

○愛媛県告示第 529 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田甲970番 1 から 同市多田甲1430番 5 まで	平成21年 4月10日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 4月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県総合科学博物館プラネタリウム投影機器更新業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県総合科学博物館プラネタリウム投影機器更新業務一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日から平成22年 3月19日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県新居浜市大生院2133番地の 2

愛媛県総合科学博物館 プラネタリウム棟

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成21年度及び平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務を委託期間内に確実に履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加停止の期間中にない者であること。

(4) 平成15年 4月 1 日から平成20年 3月31日までの 5 年間に於いて、国、地方公共団体又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者とこの公告に示した委託業務と同程度の業務に係る契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 2931

(2) 入札書の受領期限

平成21年 5月21日（木） 午後 1 時

(3) 入札説明書の交付方法

(1) に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成21年 5月21日（木） 午後 1 時

愛媛県庁第一別館10階教育委員室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した委託業務を委託期間内に確実に履行できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Replacement of Planetarium Projection Instruments and Related Services for Ehime Prefectural Science Museum ,
1 set
- (2) Time limit of tender: 1:00 p.m. , 21 May 2009
- (3) For further information , please contact: Lifelong Learning Division , Administration Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan